



宮 崎 県 公 報

平成19年7月20日(金曜日)号外 第87号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則	頁
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………(財政課)	1

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年七月二十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第五十七号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和三十九年宮崎県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「交付をもつて」の下に「、知事公舎に関する有償資料の代金についてはその資料の交付をもつて」を加える。

別表第三本庁会計課の出納員の項中

本庁会計課の出納員	総務課の金銭分任出納員	一 宮崎県情報公開条例第二十五条及び宮崎県個人情報保護条例第二十八条に規定する公文書の写し並びに宮崎県情報公開条例第二十四条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写しの作成に要する費用の収納に関すること。 二 総務課に属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。
	秘書広報課の金銭分任出納員	知事公舎に関する有償資料の代金の収納に関すること。 一 宮崎県情報公開条例第二十五条及び宮崎県個人情報保護条例第二十八条に規定する公文書の写し並びに宮崎県情報公開条例第二十四条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写しの作成に要する費用の収納に

を

に

関すること。

- 一 総務課に属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。